

日本スポーツ振興センター(JSC)の申請について

手続きは以下のとおりです

(1)対象となる範囲と申請のしかた **一ご了承ください上でお手続きくださいー**

- ※まずは顧問・担当教諭に学校活動下のケガであることを申し出てください。
- ※通常の、3割支払の保険証を使用しての治療分の支払いで、事故後 10 年目の前日までが対象です。
- ※200 床以上の大きな病院に紹介状なしで受診した場合にかかる初診加算(7,700 円～)や、差額ベッド・ガーゼ・簡易サポーターなど自費診療は給付対象外です。交通費も対象外です。
- ※医療機関での支払いが済んだあと、必要な書類を書いてもらって下さい。それを保健室に提出したところから手続きに入ります。給付額は支払額+10%(見舞金に相当)で、2～3 か月後に届け出口座に銀行手数料を引いて送金します。現金渡しはありません。
- ※最初の月分の書類が事故後 2 年以内に JSC 本部に届かない場合、時効となります。
書類は神戸市教育委員会を経由しますので、JSC 到着までに約 3 か月かかります。
保健室に事故後 1 年 9 か月を超えて書類を出したら間に合わない可能性があります。
- ※すべての治療終了後にまとめて請求しようとしたところが、2 年を超えてしまい時効となった例があります。お子様が書類を持ったまま提出していないことも多くあります。その際の責は負いません。
- ※交通事故は対象外です。
- ※部活動引退後の進学先・就職先での遠征時のケガは対象外です。
- ※部活動外の私的に参加した試合でのケガは対象外です。
- ※医療扶助(生活保護)の方も申請頂けます。ただし、収入とみなされて翌月の受給額に影響する可能性がありますので、担当ケースワーカーと相談してください。
- ※兵庫県内でのケガ(校内含む)で福祉保険証(ひとり親保険証・こども医療保険証)を使用した場合は、この保険での請求はできません。通常の保険証 1 枚使用して 3 割負担の支払いをした診療にのみ、申請できます。(令和 4 年 11 月に兵庫県から指示されました)

(2)必要な書類 ☒がついているものを渡しています。足りなければ保健室でお渡しします。

- ☐①**医療等の状況**(病院用/接骨院用)
書類を 1 か月分ずつ記入してもらってください。複数月受診したら月分の枚数が必要です。同じ月内に検査や手術で他の医療機関に行った場合、それぞれで書いてもらいます。
すべて右下の欄を病院等で記入して頂いてください。
リハビリテーション目的での整骨院は、ほぼ給付対象外となります。
- ☐②**調剤報酬明細書**(病院の外の薬局でシップや薬を買うよう処方されたとき)
①と同じく 1 か月に 1 枚ずつ書いてもらってください。
- ☐④**治療用装具・生血明細書**
保険証を使った上、病院で体に合わせて作った装具が対象です。簡易サポーター等は自費ですので対象外です。領収書のコピーも一緒につけて提出してください。原本はいりません。
- ☐⑤**高額療養状況の届**
 - ①の点数が合計 7,000 点以上になった場合のすべてに必要です。家庭で住所や保護者名などを記入して提出してください。19,200 点をこえた場合は下の書類がさらに必要です。
 - 国民健康保険証をお持ちの方は、お住まいの役所で『所得課税証明書』の交付を受け、いっしょに提出してください。
 - おつとめの方は、会社の人事部・健康保険組合などでこの用紙の一番下の『標準報酬月額などする証明』部分を書いてもらってください。